

積算の試行 「見積活用方式」について

関東地方整備局
企画部技術管理課

積算の試行「見積活用方式」について

◆概要

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する方式

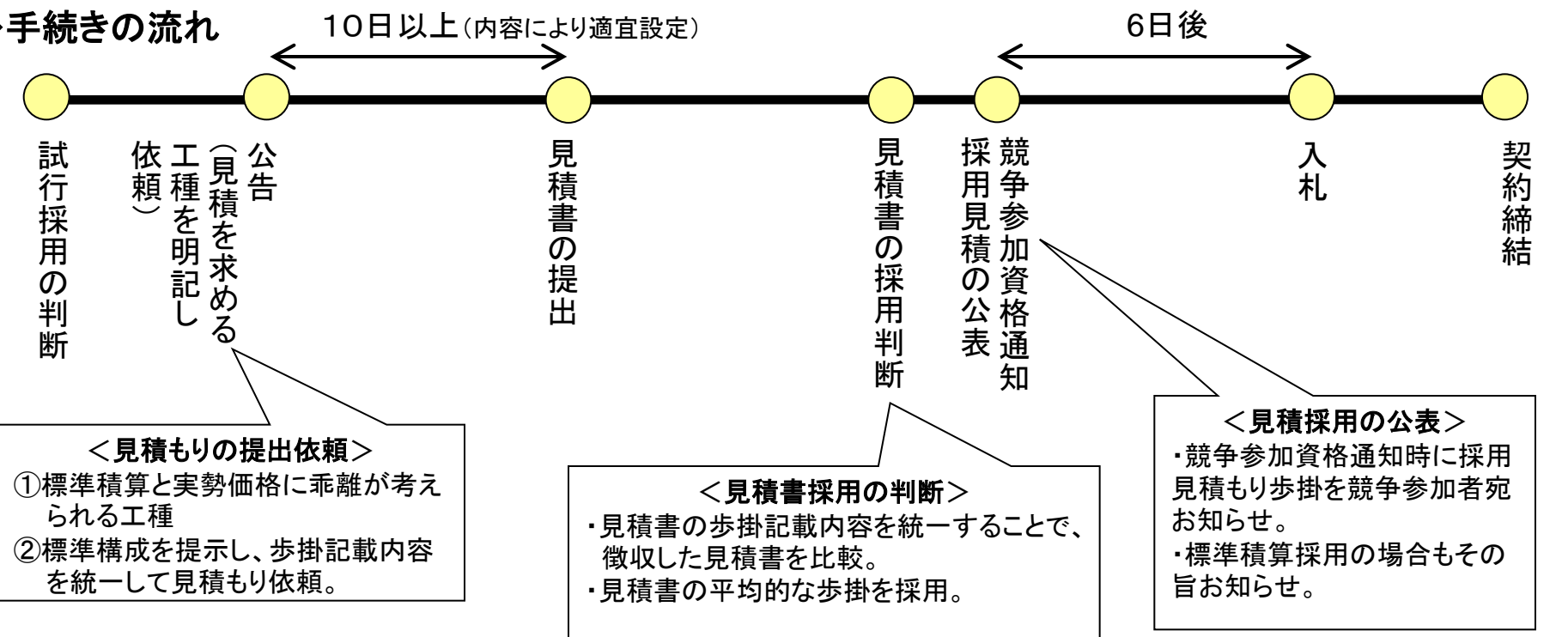
◆適用

平成26年1月より公告する「見積活用方式」の試行工事に適用する

◆対象工事及び工種

対象工事: 標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事
対象工種: 直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分

◆手続きの流れ



積算の試行 「見積活用方式」について

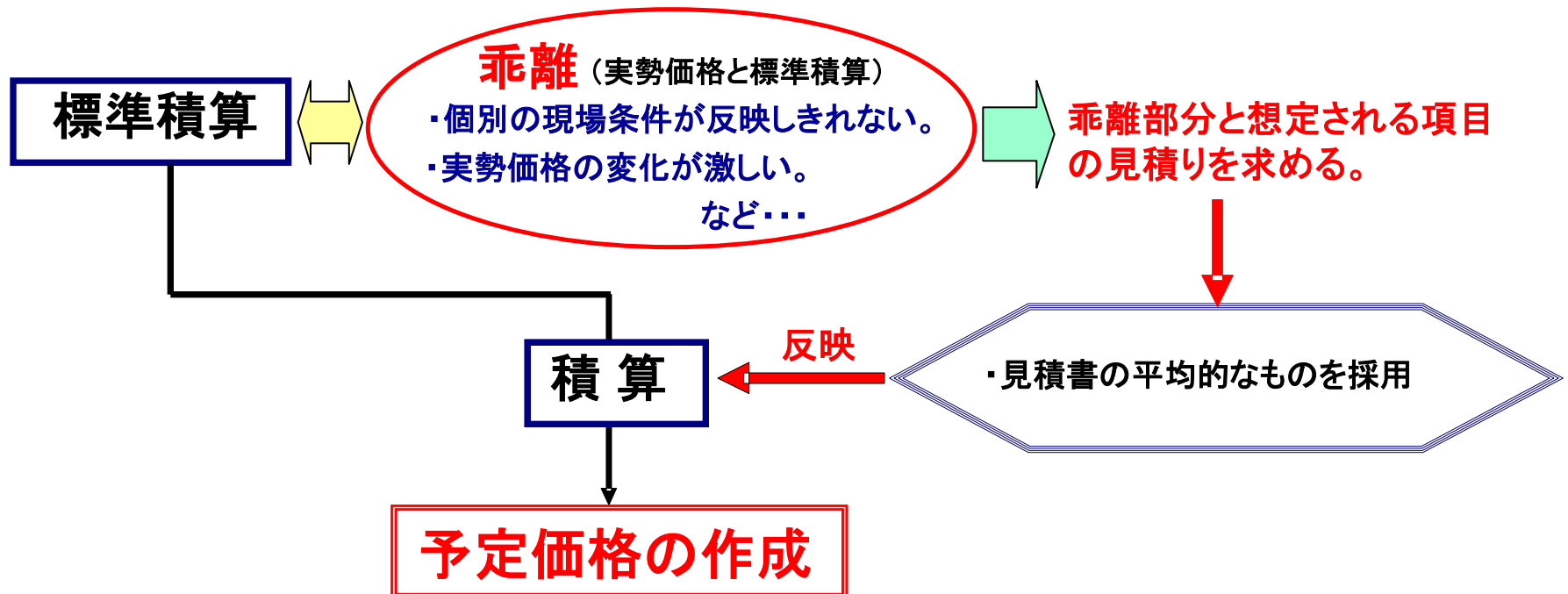
特記仕様書記載例(対象工事には、以下のような記載を致します。)

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

また、本工事は、諸経費動向調査の対象工事である。調査にあたっては、別途、監督職員により通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行い、工事完了後20日以内に監督職員に提出するものとする。



積算の試行「見積活用方式」について

入札説明書記載例

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積書の提出にあたっては、公告資料にある見積依頼書に従い見積書を作成するものとする。なお、見積書の作成費用は、申請者の負担とする。

見積採用にあたっては、歩掛を採用することとし、労務単価や物価資料掲載単価等については、標準単価を採用する。また、採用歩掛については、競争参加資格の確認結果通知とともにお知らせする。

入札説明書記載例【同時提出型】

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積書の提出にあたっては、公告資料にある見積依頼書に従い見積書を作成するものとする。なお、見積書の作成費用は、申請者の負担とする。

見積採用にあたっては、歩掛を採用することとし、労務単価や物価資料掲載単価等については、標準単価を採用する。また、採用歩掛については、**当該工事の競争参加者へお知らせする。**

積算の試行「見積活用方式」について

入札説明書

入 札 説 明 書

関東地方整備局の[]工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成26年 []

(14) 本工事は、直接工事費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「遮音壁基礎工」「遮音壁本体工」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積書の提出にあたっては、公告資料にある見積依頼書に従い見積の提出を求めるものとする。見積書の作成費用は、作成者負担とする。

見積採用にあたっては、歩掛を採用することとし、労務単価や物価資料掲載単価等については、標準単価を採用する。また、採用歩掛については、競争参加資格の確認結果通知とともに通知する。

9. 見積書の提出

(1) 本競争の参加希望者は、本工事の積算に必要な見積書を、下記に従い提出すること。見積書の作成にあたっては、別添の見積依頼書を参考とし、見積書に提出者の記名・代表者印を押印すること。

①提出期間：平成26年1月16日（木）から平成26年1月30日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

②提出方法：電子メール又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。またメールにて提出の際のファイル形式はPDF形式、ファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。また、電子メールにて提出した場合も、後日、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。

③提出場所：関東地方整備局 [] 事務所経理課

〒 []

電話 []

電子メール送付先： []

特記仕様書

用が効果的であると認められた場合は、他の。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

(責任の所在)

第62条 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第4節 試行工事

(見積活用方式について)

第63条 本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「遮音壁基礎工」及び「遮音壁本体工」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

また、本工事は、諸経費動向調査の対象工事である。調査にあたっては、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行い、工事完了後20日以内に監督職員に提出するものとする。

(施工箇所が点在する工事の積算方法の試行について)

第64条 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

2 本工事における共通仮設費の金額は、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、『八千代市』『千葉市』『流山市』『我孫子市』『船橋市』ごとに設定する。

3 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第5節 総価契約単価合意方式

(総価契約単価合意方式対象工事)

第65条 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協

積算の試行 「見積活用方式」について

見積書の依頼

- 見積依頼は、公告資料に添付して行います。
- 見積もりの依頼にあたっては、依頼先が見積もりを求める工種等及び施工条件が十分に理解して見積書の作成ができるように必要な図面(平面図、施工断面図等)、参考資料(「工法名称」や「必要事項」)を添付し、見積書式を定めて依頼します。
- 徴収する見積書は、労務費、材料費、機械経費等を含んだ構成で提出して頂きます。
その単価の決定は下記の基準によるものとします。

労務費	・・・	公共工事設計労務単価
材料費	・・・	「土木工事標準積算基準書」の決定方法による。
機械経費	・・・	「建設機械等損料算定表」及び「建設機械等損料諸数値決定の取扱いについて(国関整技管第89号平成19年10月1日)」の決定方法による。

- 見積期間として、基本10日以上(土日・祝日を含めず)を設けます。
- なお、見積書の提出にあたって、その作成費用は、申請者負担とします。

積算の試行「見積活用方式」について

見積依頼書の例
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇工事
競争参加資格確認申請者 殿
分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
〇〇〇〇事務所長
見積依頼書

標記について、工事費算出の参考とするため、下記の施工歩掛について見積書の提出を依頼します。
なお、提出にあたっては、【別添】歩掛見積提出書式により作成をお願いします。

記

1. 見積依頼項目及び条件

見 積 依 頼 工 種 ・ 細 別	※「〇〇〇工事」〇〇工・〇〇
形 状 寸 法	※仕様書、図面等を添付
品 質 ・ 規 格	※仕様書、図面等を添付
施工数量（予定）	※【別添】歩掛見積提出書式を添付
施 工 場 所	
見 積 書 有 効 期 限	※提出期限から1ヶ月後程度
見 積 書 提 出 先	見積書の提出先は、〇〇事務所長宛としてください。
そ の 他 条 件	1. 施工歩掛は、直接工事費（資機材を含む）、共通仮設費の見積もりとします。 2. 指定する書式にて該当箇所を記載し、指定分類以外がある場合は、「その他」へ計上してください。その他へ計上した場合は、その内訳を労務費、材料費、機械経費、諸雑費等区別した単価表も添付してください。 3. 提示する単価表は参考です。適宜、同様な方法で変更してください。 4. 定価ではなく、実際の取引価格とってください。 5. 消費税及び地方消費税は含めないでください。
見 積 書 提 出 期 限	平成〇年〇月〇日（〇）〇時必着
添 付 資 料	※平面図、標準横断図、見積条件明示書、歩掛見積提出書式

イメ

2. 提出方法

電子入札システムにより提出する場合は、申請者の記名・代表者を記載した見積書をPDF形式にして、平成〇年〇月〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9：00から17：00までに提出してください。本紙の郵送の必要はありません。

電子入札システム以外で提出する場合は、電子メール又は郵送もしくは託送（書留郵便等）記録が残るものに限ります。電子メールにて提出の際のファイル形式はPDF形式、ファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるものは分割し送付してください。

電子メールで提出した場合は、後日申請者の記名・代表者印を押印した見積書を郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）により提出してください。

電子入札システムによる提出
電子メール及び郵送による提出
がある。
依頼書を良く確認してください。

3. 提出先

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇
関東地方整備局 〇〇〇事務所 〇〇課（経理担当課） 〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇）
電子メール送付先：〇〇〇@ktr.mlit.go.jp

4. 作成にあたっての注意事項

- 1) 見積書の内容に不備・不明事項等ある場合には採用できない場合もあります。
- 2) 見積書の作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。また、競争を制限する目的で他の者と価格についていかなる相談も行わずに見積り書を提出すること。
また、国土交通省 NETIS 登録技術の登録者の場合においては、NETIS 登録技術の信頼性を損ねる行為がないこと。【「また、」以降は、NETIS 登録技術が含まれる場合に記載】
- 3) 提出していただいた見積書及び補足資料は、積算の目的以外に使用しません。
- 4) 本見積依頼書に添付した資料は、当該工事発注手続きが終了した時点で適切に破棄されるようお願いします。
- 5) 見積書の採用にあたっては、競争参加資格確認申請者へお知らせします。また、聴取した見積と標準積算を比較した結果、標準積算とした場合においてもその旨をお知らせします。
- 6) 当該工事の競争参加資格がないとされた場合でも、入札説明書4.（2）の競争参加資格要件を満たす者の見積もりにおいては、採用歩掛決定における参考とさせていただきます。
- 7) 入札説明書4.（2）の競争参加資格要件を満たさない者の見積書の提出を受けた場合は、工事費算出の参考とせず、廃棄処分とさせていただきます。

積算の試行 「見積活用方式」について

見積条件明示書

工種名 **見積項目一覧の細別名称を記載。原則として、1細別毎に1枚作成すること。**

① 添付資料

位置図、平面図、橋梁一般図、構造図、仮設図など

② 施工時間帯指定

- 通常昼間施工 (8:00~17:00)
- 通常夜間施工 (20:00~5:00)
- 二方施工 (2交代制 昼夜連続施工)
- 三方施工 (3交代制 24時間施工)
- 施工時間規制あり

〇〇時〇〇分	~	〇〇時〇〇分
休憩時間		〇〇時〇〇分

③ 施工条件ほか

◎作業効率→

- 現場が狭隘
 - 上空制限あり
 - 人家に近接 (近接施工)
 - 施工箇所が点在
 - 環境対策あり (騒音・振動)
 - 特になし
- <その他特記すべき事項>

◎施工機械の搬入経路→

- 施工機械の搬入経路の制限 (道路幅)
 - 特になし
 - 交通規制あり
- <その他特記すべき事項> □

工事用道路幅員 (W=〇〇m) など

◎仮設条件→

<特記すべき事項>
作業足場の有無、足場種別、足場等の設置ができない理由など

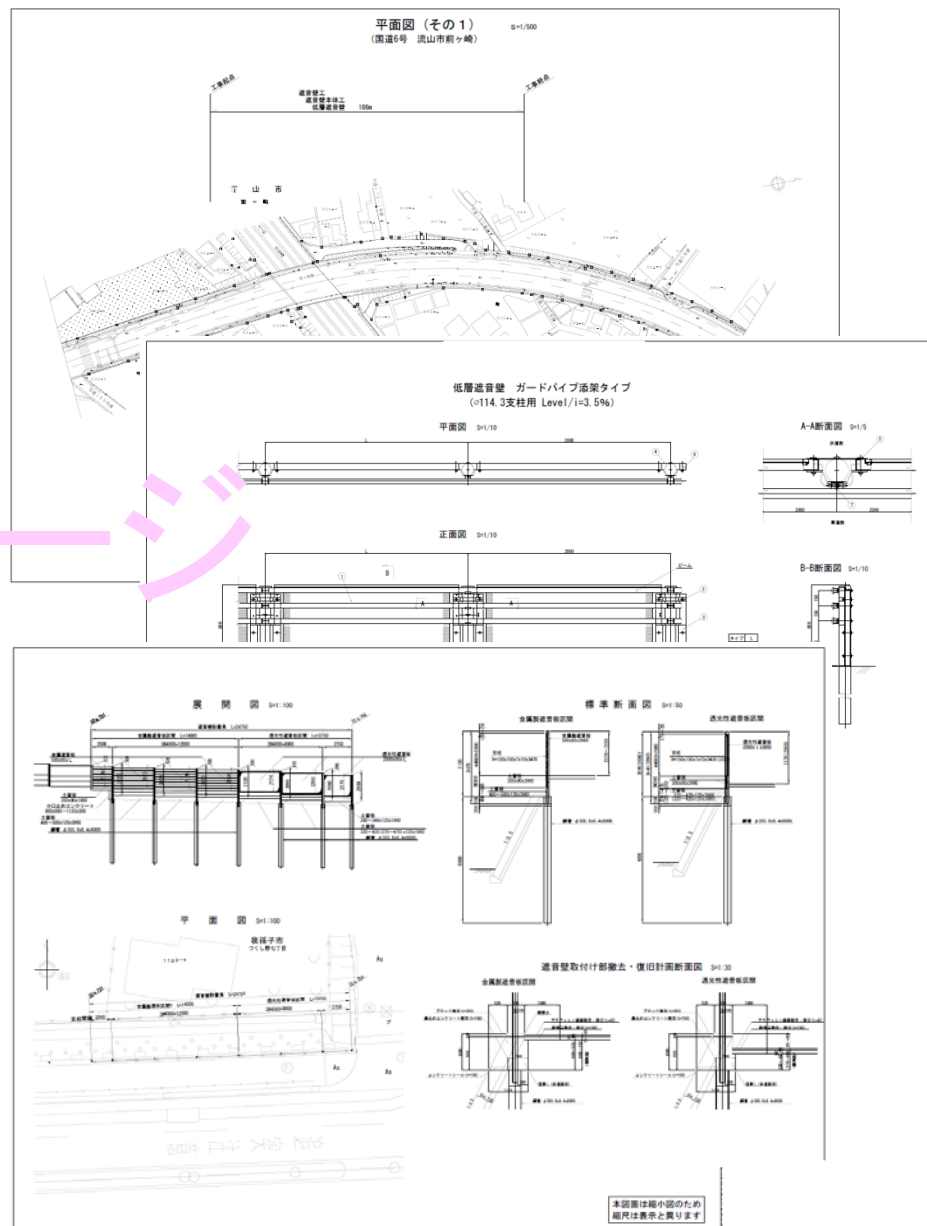
◎資材搬入→

<特記すべき事項>
ストックヤードが確保できない、資材搬入の制限、資材荷下しの制限など

④ その他

◎上記以外の事項→

<特記すべき事項>



積算の試行 「見積活用方式」について

【別添】歩掛見積もり提出書式

平成〇〇年〇〇月〇〇日

関東地方整備局
〇〇〇〇事務所長 殿

(株) 〇〇〇〇〇 印

見積書の提出について

標記について、〇〇〇工事の見積書を提出します。

記					
見積項目	工種	細別	単位	単価(円)	金額(円)
工種・細別	〇〇工	〇〇	〇	〇〇	〇〇
	〇〇工	〇〇	〇	〇〇	〇〇
	〇〇工	〇〇	〇	〇〇	〇〇
工種・細別・単位を記載する					
見積書有効期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
その他条件	価格は、消費税及び地方消費税を除く。				
問い合わせ先	(株) 〇〇〇〇〇 〇〇支店 担当〇〇 〇〇 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇				

以上

■標準歩掛の構成を提示するが、必要に応じて構成を変更・追加、あるいは、構成数量を変更して頂いて構わない。
■単価は、積算基準書に記載のある標準単価を使用する為、ご注意ください。

見積項目一覧

工事名： ●●●●●●●●●●工事
公告日：平成●●年●●月●●日

種別	細別・規格	単価表・内訳書	単位	数量	金額	摘要
橋梁補修工	クラック処理		m	600		作業日当り標準作業量 〇〇〇m/日
		クラック処理工	m	600		見積単価表 第1号
		その他(〇〇〇工)	〇	〇〇〇		見積単価表 第 号
		その他(〇〇〇工)	〇	〇〇〇		見積単価表 第 号

【注記】
1. 本見積単価表は、見積依頼項目の標準案を示したものである。施工機種等の詳細については、適宜修正すること。
2. 本見積において、標準案以外の業が必要な場合、『その他(〇〇〇工)』項目として計上すること。
『その他(〇〇〇工)』項目は、歳入材構成が確認出来るよう、下位単価表を作成し、添付すること。
3. 見積の作成にあたっては、各見積項目の施工条件等を記載した別紙「見積条件明示書」を十分に確認の上、作成すること。
こは、標準案の作業日当り標準作業量を記載している。見積を提出する際には、作成見積における作業日当り標準作業量を記載すること。

工事名		●●●●●●●●●●工事		工種区分		
見積単価表 第1号		クラック処理工		100m 当たり単価表		
項目	名称	規格	単位	数量	金額	備考
労務費	土木一般世話役		人			
	特殊作業員		人			
	普通作業員		人			
機械経費	トラック運転	11t積	日			第〇〇号 単価表
	フアレンクレン資料	25t吊 油圧伸縮シヤ型	日			第〇〇号 単価表
材料費	シール材	エポキシ	kg			
諸雑費	諸雑費(率+まるめ)	4%	式			

【注記】
1. 本見積単価表は、見積依頼項目の標準案を示したものである。施工機種等の詳細については、適宜修正すること。
2. 諸雑費は、〇〇に関する経費、材料(〇〇〇)及び機械器具費(〇〇)であり、労務費の合計額に上記の率を乗じた金額を上限として計上する。

積算の試行 「見積活用方式」について

■歩掛採用結果については、以下のような資料にて競争参加者へお知らせ致します。

■見積採用時のお知らせ（例）＜競争参加者へ＞

〇〇工事

競争参加資格確認申請者 殿

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

〇〇〇〇事務所長

提出頂いた見積書の採用について

この度は、〇〇工事の〇〇工について、見積書の提出を頂き、ありがとうございます。内容を確認させて頂いた結果、別添の歩掛を採用し予定価格を作成することと致しましたのでお知らせ致します。

■見積不採用時のお知らせ（例）＜競争参加者へ＞

〇〇工事

競争参加資格確認申請者 殿

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

〇〇〇〇事務所長

提出頂いた見積書の採用について

この度は、〇〇工事の〇〇工について、見積書の提出を頂き、ありがとうございました。内容を確認させて頂いた結果、標準積算にて予定価格を作成することと致しましたのでお知らせ致します。

※標準積算の為、歩掛の公表はしない。

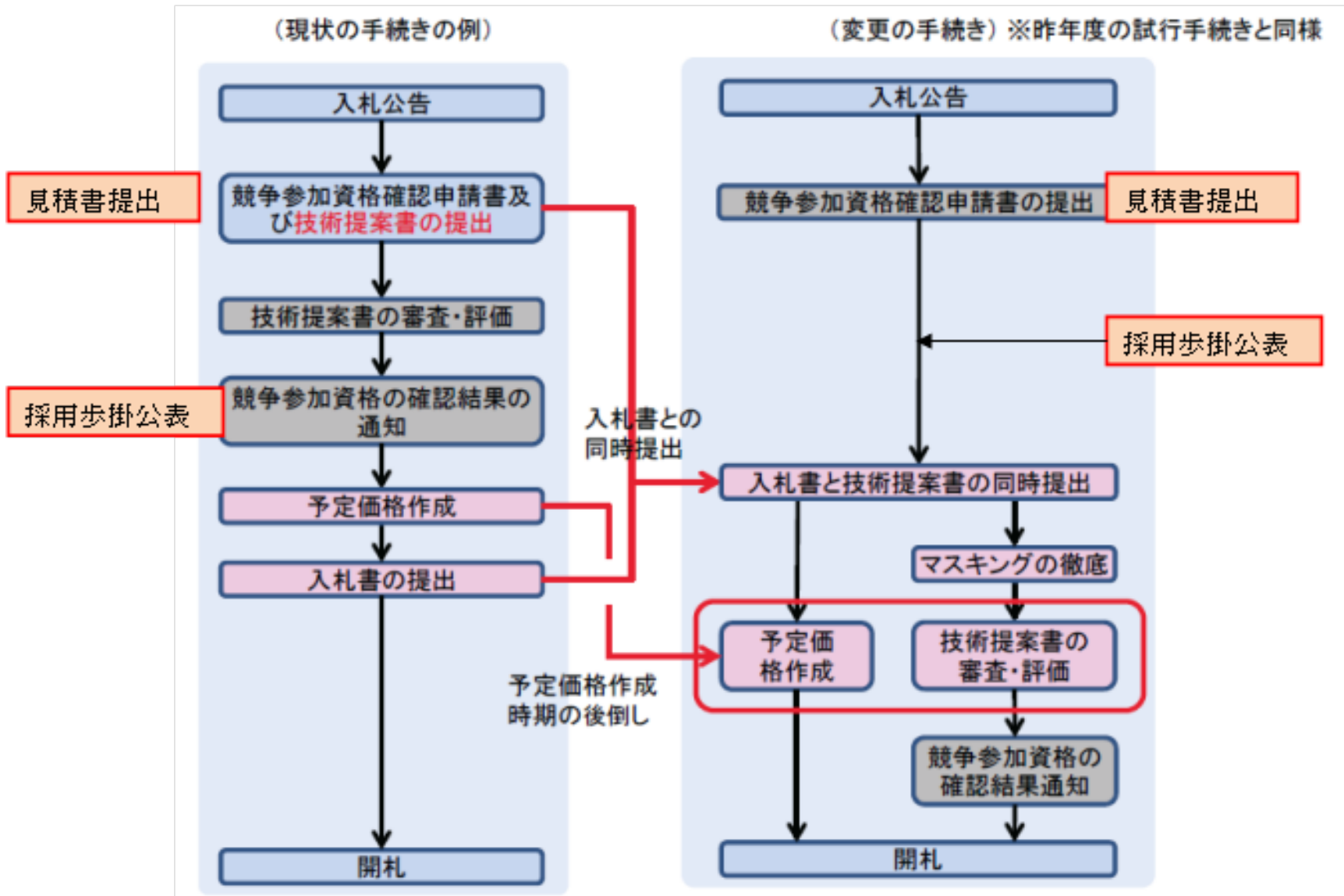
別添（例）

工事名、工種区分等の必要項目を記載する。

工事名		●●●●●●工事	工種区分		
見積原価表 第1号		クランク掘削工	100m 当たりの原価表		
項目	名称	風防	単位	数量	備考
労務費	土木一級技師費		人		
	現場監督員		人		
	定率労働費		人		
材料費	クランク鋼材	10t鉄	区		金00号 標準量
	クランクロープ定規	クランク用定規100m	区		金00号 標準量
機械費	クランク機	工機4号	区		
その他	諸経費(10%+20%)		区		

積算の試行 「見積活用方式」について

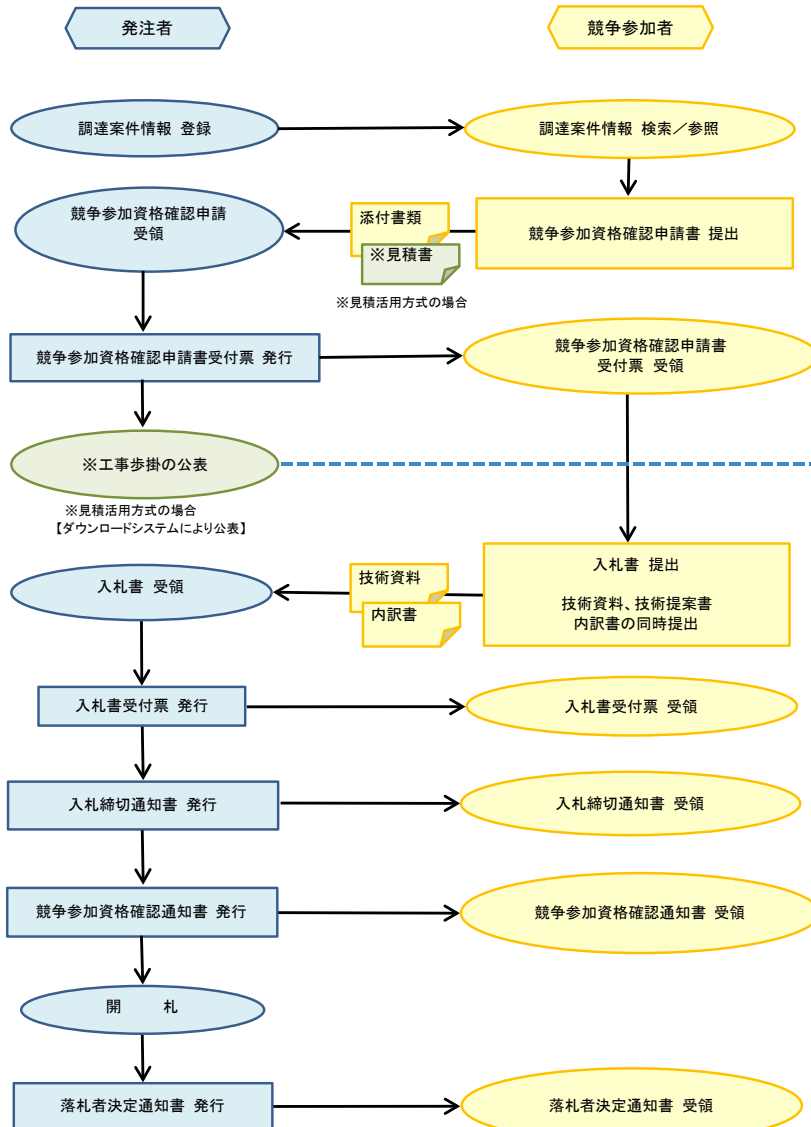
同時提出型



積算の試行 「見積活用方式」について「同時提出型」

一般競争入札方式(同時提出型)の手続きについて

【電子入札システムの流れ】



見積書依頼 … 公告資料と同時

※1

見積書提出 … 公告から10日以上

競争参加確認申請書+見積書の同時提出

採用歩掛の公表 … 見積書提出から7日以内

質問書の回答期限日

入札書提出期限 … 採用(工事)歩掛公表から6日後

技術資料等+入札書の同時提出

上記日数には、土曜・日曜及び祝日を含めない。

＜見積書依頼への質問＞※1

・他の質問とは別に、見積書提出期限までの間で質問回答期間を設けます。